

○國防獻金出納規程抄

昭和十二年十月二十九日
陸軍省告示第五十三號

第二條 國防獻金及其ノ集實ハ寄附者ノ意志ニ基キ軍需品調達ノ資ニ充ツルモノトス但シ集實ニ限り其ノ一部ヲ命名式等ノ費用ニ充當スルコトヲ得

○國防獻金出納取扱手續

昭和十二年十月二十九日
陸軍省告示第四十五號

第一條 國防獻金出納ニ充ツル目的ヲ以テ金銀、有價證券又ハ物品ヲ寄附セントスル者ハ國防獻金(品)寄附申出書(様式第一)又ハ様式第二)ヲ陸軍大臣官房又ハ收寄陸軍部隊(軍司令部、團司令部及聯隊區司令部トシ以下之ヲ受理部隊ト稱ス)ニ提出スルモノトス

一七

内務省

規格外五

第一條 陸軍大臣官房ニ於テ直接賦品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキハ
 及前條第二號ノ規定ニヨリ申出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ該賦
 品ヲ受領スベキ部隊及期限ヲ指定シ申出人ニ通知（第三條第二
 號ノモノニ在リテハ受理部隊並由）スルト共ニ指定部隊ニ其ノ
 第二條 國防賦品トシテ受理スベキモノハ概ネ左ノ如シ
 一 軍用ニ供シ得ベキ自動車、筆銃、實包及刀
 二 軍用ニ供シ得ベキ馬及犬
 三 貴金屬
 四 前各號ニ尚グルモノノ外陸軍大臣ノ許可ヲ受ケタルモノ
 第三條 受理部隊ニ於テ國防賦品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキハ
 第一 金銀、有價證券及貴金屬類ニ任リテハ當該部隊ノ出納官吏
 二 於テ受領ノ上申出書ヲ添附シ陸軍大臣官房宛送付ス
 三 前號以外ノ賦品ニ任リテハ其ノ申出書ヲ陸軍大臣官房宛送
 付シ指示ヲ受ク
 第四條 陸軍大臣官房ニ於テ直接賦品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキ
 及前條第二號ノ規定ニヨリ申出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ該賦
 品ヲ受領スベキ部隊及期限ヲ指定シ申出人ニ通知（第三條第二
 號ノモノニ在リテハ受理部隊並由）スルト共ニ指定部隊ニ其ノ



第二條 國防賦品トシテ受理スベキモノハ概ネ左ノ如シ
 一 軍用ニ供シ得ベキ自動車、筆銃、實包及刀
 二 軍用ニ供シ得ベキ馬及犬
 三 貴金屬
 四 前各號ニ尚グルモノノ外陸軍大臣ノ許可ヲ受ケタルモノ
 第三條 受理部隊ニ於テ國防賦品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキハ
 第一 金銀、有價證券及貴金屬類ニ任リテハ當該部隊ノ出納官吏
 二 於テ受領ノ上申出書ヲ添附シ陸軍大臣官房宛送付ス
 三 前號以外ノ賦品ニ任リテハ其ノ申出書ヲ陸軍大臣官房宛送
 付シ指示ヲ受ク
 第四條 陸軍大臣官房ニ於テ直接賦品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキ
 及前條第二號ノ規定ニヨリ申出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ該賦
 品ヲ受領スベキ部隊及期限ヲ指定シ申出人ニ通知（第三條第二
 號ノモノニ在リテハ受理部隊並由）スルト共ニ指定部隊ニ其ノ

内務省

昭和十二年十月二十九日
陸軍省告示第四十五號

○國防獻金出納規程抄

昭和十二年十月二十九日
陸軍省告示第四十五號

第二條 國防獻金及其ノ米價ハ寄附者ノ意志ニ基キ軍需品調達ノ資ニ充ツルモノトス但シ米價ニ限り其ノ一節ヲ命名式等ノ費用ニ充當スルコトヲ得

○國防獻金請寄附取扱手續

昭和十二年十月二十九日
陸軍省告示第四十五號

第一條 國防獻金請ニ充ツル目的ヲ以テ金錢、有價證券又ハ物品ヲ寄附セントスル者ハ國防獻金(請)寄附申出書(様式第一又ハ様式第二)ヲ陸軍大臣官房又ハ收寄陸軍部隊(軍司令部、師團司令部及師團區司令部トシ以下之ヲ受理機關ト稱ス)ニ提出スルモノトス

規格外五

内務省

第二條 國防賦納トシテ受進スベキモノハ概ネ左ノ如シ
 一 軍用ニ供シ得ベキ自動車、學銃、實包及刀
 二 軍用ニ供シ得ベキ馬及犬
 三 貴金屬
 四 關各税ニ納グルモノノ外陸軍大臣ノ許可ヲ受ケタルモノ
 第三條 受進部隊ニ於テ國防賦納品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキハ
 應ニ左ノ各税ニ依リ處理スルモノトス
 一 金税、有價證券及貴金屬類ニ任リテハ當該部隊ノ出納官吏
 ニ於テ受領ノ上申出書ヲ添附シ陸軍大臣官房宛送付ス
 二 兩税以外ノ賦納ニ任リテハ其ノ申出書ヲ陸軍大臣官房宛送
 付シ指示ヲ受ク
 第四條 陸軍大臣官房ニ於テ直接賦納寄附ノ申出ヲ受ケタルトキ
 及前條第二號ノ規定ニヨリ申出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ該賦
 納ヲ受領スベキ部隊及期限ヲ指定シ申出人ニ通知（第三條第二
 號ノモノニ任リテハ受進部隊總出）スルト共ニ指定部隊ニ其ノ

内務省

規格外五

Handwritten Japanese text in vertical columns, likely a document or report. The text is dense and covers most of the page.

旨ヲ通知スルモノトス
申出人側場ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定ノ期限内ニ指定ノ部
ニ納付スルモノトス
納付ニ要スル費用ハ寄附者ノ負擔トス

内務省

○國防獻金品出納規程抄

昭和十二年十月二十九日
陸軍省告示第五十三號

第二條 國防獻金及其ノ果實ハ寄附者ノ意志ニ基キ軍需品調達ノ資ニ充ツルモノトス但シ果實ニ限り其ノ一部ヲ命名式等ノ費用ニ充當スルコトヲ得

○國防獻金品寄附取扱手續

昭和十二年十月二十九日
陸軍省告示第四十五號

第一條 國防獻金品ニ充ツル目的ヲ以テ金錢、有價證券又ハ物品ヲ寄附セントスル者ハ國防獻金（品）寄附申出書（様式第一又ハ様式第二）ヲ陸軍大臣官房又ハ最寄陸軍部隊（軍司令部、師團司令部及聯隊區司令部トシ以下之ヲ受理部隊ト稱ス）ニ提出スルモノトス

内務省

規格外五

第二條 國防獻品トシテ受理スベキモノハ概ネ左ノ如シ

- 一 軍用ニ供シ得ベキ自動車、拳銃、實包及刀
- 二 軍用ニ供シ得ベキ馬及犬
- 三 貴金屬
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外陸軍大臣ノ許可ヲ受ケタルモノ

第三條 受理部隊ニ於テ國防獻品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキハ

- 一 金銀、有價證券及貴金屬類ニ在リテハ當該部隊ノ出納官吏ニ於テ受領ノ上申出書ヲ添附シ陸軍大臣官房宛送付ス
- 二 前號以外ノ獻品ニ在リテハ其ノ申出書ヲ陸軍大臣官房宛送付シ指示ヲ受ク

第四條 陸軍大臣官房ニ於テ直接獻品寄附ノ申出ヲ受ケタルトキ及前條第二號ノ規定ニヨリ申出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ該獻品ヲ受領スベキ部隊及期限ヲ指定シ申出人ニ通知（第三條第二號ノモノニ在リテハ受理部隊經由）スルト共ニ指定部隊ニ其ノ

内務省

規格 B. 5

（以下は右頁の文字が非常に小さく、読み取れず、また一部は逆さまになっているため、正確な転写は困難です。概ね右頁には上記の法律本文の続きや、施行規則、あるいは関連する官制の記載が散見するものと推察されます。）

招 9 月 10 日
 支 (支 府)
 別 加 支 少 北
 路 川 荷 務 院
 第 五 号 出 三 三
 五 〇 〇 七 〇
 五 五 五 五 〇 〇 〇 〇
 下 下 下 下 下 下

240万

190万

50万 共 函 金

支 府 支 府 支 府

内 務 省

日本標準規格 B5